

三 生産者取引の乾燥取引化

三 生産者販賣統制

全産取の対策

一 海産物の政府買上

二 委託製糸獎勵

三 自営、自給工場による農産物の合理化

以上の如く、最近にきりに政府反製糸家の側から生産取引の禁止、乾燥取引化が叫ばれてゐるが、これは製糸家の要求である。乾燥保管は、原料買入に於ける製糸業者間の競争を緩和して原料即ち繭で早くし、資金の一時的需要から来る金利の割高を除き、また彼等の金融難をやはらげる。それは又製糸家や銀行家の持つ保管設備の借止となり、彼等を利する。又対に養蚕農民は乾燥保管中に於ける危険と費用とを負担するやうな被圧に陥る。

小作法 其他

政府は、系統会に次の如き内容を持つ小作法を出すとのことである。

一 小作権の物權化、即ち小作継続のため無断取のま、才三者に抵抗し得るやうにする。小作地賣却の場合小作権の存続又は先買権の附与、小作権の取貸禁止

二 契約解除による小作地返還の場合の立毛の買取請求権、土地改良に對する賠償請求権並に作權料としては一ヶ年以上の小作料を交付せしむる事

三 小作権の契約期限の確立

四 不同抗力の事由に基づく小作料の減免その他手続規定

五 土地所有者と耕作者の相互福祉のため共同委員会を組織せしめ、各種協定をなす

農村救済の一つとして、農村工業化が叫ばれてゐる。政府も熱心であり、産業資本家と官僚の合成する「農村工業協会」なるものが出来た。農村工業化は農工業の促進過程を促進しつれば大いに進歩的なる意義があるが、その事は今の政府の意し得る所でない。現に彼等のやうにしてゐることは、一寸では、高い小作料と土地持ちに基づく密細経営を維持するため（従つて農民の低い生活水準を維持する為）極めて低い賃金を農村にまかうとするものであり、他方では工場、地方分散といふ方法で今後尚長くインフレーションを待つていけるような条件（賃賃の一般的低下）を確保せんとするものである。

政府は、小作の生産激増に備へて、小型製粉機設置助成の経費を計し、農家自家製粉の奨励をする。内地小作の七割六分が製粉に用ひられ、その五割は農村が逆に買戻して、うどん、とうもろこしを製造して居り、農民は小作を安く賣つて粉を高くつかまされてゐる状態だから、この自家製粉果だけは現金に困る農民にとつて、一寸よいようである。吾々は実行組合をつくつて補助金や低賃を得る方法がある。